

## 浜松市精神保健福祉センターに係る審査基準及び処分基準

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市精神保健福祉センター条例（平成18年浜松市条例第126号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例に定めるところによる。

### (使用料の後納に係る審査基準)

第3条 条例第5条に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、条例第6条第2項の規定により、使用料及び手数料の減免を市長に申請している場合、当該申請に対する市長の決定のあるまでの間をいう。

### (使用料の減免に係る審査基準)

第5条 条例第6条第1項に規定する「その他特別の理由があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

|   | 特別の理由   | 減免の額        |
|---|---|-------------|
| 1 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている場合                               | 全額          |
| 2 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により支援給付を受けている場合 | 全額          |
| 3 | その他市長が特に必要であると認める場合（激甚災害等により、国の通知等において、特別な対応が指示された場合）             | その都度市長が定める額 |

### 附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。